

アジア・アジアパラ大会フレンドシップ事業委託業務

公募型プロポーザル実施要領

2025年9月

一宮市

第1条 目的

第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会を契機として、同大会のPRを実施するとともに、市民がアジアの多様な文化に触れ、国際理解や多文化共生意識を深めるきっかけとするため交流イベントを開催する。

第2条 業務概要

- 1 業務名は、アジア・アジアパラ大会フレンドシップ事業委託業務とする。
- 2 業務内容は、別添仕様書のとおりとする。

第3条 事務局

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、必要な事務は次において所掌する。

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市役所本庁舎9階 活力創造部スポーツ課 アジア大会グループ

担当者名：田中・奥村・水野

電 話： 0586-85-7006（スポーツ課アジア大会グループ直通）

e-mail： sport@city.ichinomiya.lg.jp

第4条 提案上限額

- 1 本業務にかかる委託金額の上限は、次のとおりとする。
 - (1) 委託金額の上限は2, 000, 000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

なお、応募段階での見積金額が前述の上限金額を超える提案については、その段階で失格となる。

第5条 履行期間

契約締結日から当該委託業務に係る完了報告書の提出日までとする。

第6条 参加資格

- 1 本業務への参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を満たしている単独企業であること。
 - (1) 令和6・7年度の入札参加資格審査申請に基づき作成された一宮市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
 - (3) 本プロポーザルの公告の日から契約の相手方の特定までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成13年4月1日制定）に基づく指名停止を、又は、入札参加保留の措置及び一宮市が行う事務又は事業から暴力団等の排除に関する合意書（平成24年12月18付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者。

- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は、民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。
- (5) 業務実績等に関する要件として、2025年4月1日時点において、2020年度以降に、次に示す同種業務（再委託による業務は除く。）の受注実績が1件以上あること。同種業務とは、行政機関が主催する各種啓発イベントの開催に関する業務とする。

第7条 選定方法

- 1 選定方法は、次のとおりとする。
 - (1) 受託事業者は、アジア・アジアパラ大会フレンドシップ事業 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の選定に基づいて決定する。
 - (2) 参加資格要件に基づき、参加資格選定を事務局により実施する。
 - (3) 提案選定は、参加資格要件を満たした提案可能者から提出された提案書に対し、選定評価基準の評価項目の評価得点が最も高い者を優先交渉権候補者として選定する。なお、評価得点が最も高い者が複数存在する場合、選定委員会の多数決により選定する。また、プレゼンテーションは実施しない。
 - (4) 優先交渉権候補者は、業務委託契約書（以下「契約書」という。）の作成に関する諸条件について、一宮市と詳細協議を進める。
 - (5) 優先交渉権候補者は、一宮市と詳細協議を行い、協議が成立した場合には受託事業者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権候補者が失格した場合は、次点交渉権候補者と順次交渉を行い、契約を締結することとする。

第8条 実施スケジュール

- 1 実施スケジュールは、次のとおりとする。

項 目	期日・期間等
プロポーザルの実施及び参加申込の公告	2025年9月30日（火）
参加申請書の受付	2025年9月30日（火）から 2025年10月7日（火）15時まで
参加資格の確認結果通知	2025年10月8日（水）
実施要領、企画提案書作成等に関する質問の受付	2025年9月30日（火）から 2025年10月8日（水）15時まで
質問書の回答	2025年10月10日（金）
企画提案書の受付	参加資格の確認結果通知の到達日から 2025年10月17日（金）15時まで
選定結果通知	2025年10月24日（金）

第 9 条 参加申請書の提出

1 参加申請書の受付は、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 2025 年 9 月 30 日（火）から 2025 年 10 月 7 日（火）15 時までとする。
- (2) 提出方法 電子メール（提出先アドレス：sport@city.ichinomiya.lg.jp）により PDF 形式にて提出すること。
電子メールの件名は、「アジア・アジアパラ大会フレンドシップ事業委託業務参加申請書送付」と記載すること。なお、メール到着確認を、電話にて行うこと。
- (3) 提出先 一宮市活力創造部スポーツ課 アジア大会グループ
電 話： 0586-85-7006（スポーツ課アジア大会グループ直通）
- (4) 提出書類 参加申請書（様式第 1 号）を提出すること。

2 参加資格の通知は、次のとおりとする。

- (1) 参加申請者から提出された参加申請書を「第 6 参加資格」により確認し、その結果を参加資格確認結果通知書（様式第 3 号）にて参加申請書類提出者全員に書面通知する。

第 10 条 質問書の提出

1 実施要領、企画提案書作成等に関する質問の受付は、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 2025 年 9 月 30 日（火）から 2025 年 10 月 8 日（水）15 時までとする。
- (2) 提出方法 質問書（様式第 4 号）に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メール（提出先アドレス：sport@city.ichinomiya.lg.jp）により、PDF 形式にて提出すること。
電子メールの件名は、「アジア・アジアパラ大会フレンドシップ事業委託業務 質問書送付」と記載すること。
なお、メール到着確認を、電話にて行うこと。
- (3) 提出先 一宮市活力創造部スポーツ課 アジア大会グループ
電 話： 0586-85-7006（スポーツ課アジア大会グループ直通）

2 実施要領、企画提案書作成等に関する質問の回答は、次のとおりとする。

- (1) 回答日 2025 年 10 月 10 日（金）
- (2) 回答方法 質問に対する回答は、質問者及び参加資格者に対し電子メールにて回答する。

第 11 条 企画提案書の提出

1 企画提案書の受付は、次のとおりとする。

(1) 受付期間及び時間

参加資格の確認結果通知の到達日から 2025 年 10 月 17 日（金）15 時までとする。

(2) 提出方法 電子メール（提出先アドレス：sport@city.ichinomiya.lg.jp）により、PDF 形式にて提出すること。

電子メールの件名は、「アジア・アジアパラ大会フレンドシップ事業委託業務 企画提案書送付」と記載すること。

なお、メール到着確認を、電話にて行うこと。

(3) 提出先 一宮市活力創造部スポーツ課 アジア大会グループ

電 話： 0586-85-7006（スポーツ課アジア大会グループ直通）

(4) 提出書類

次の書類を提出すること。用紙については全て A4 サイズとする。ただし、図面等については A3 サイズも可能とする。また文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。

ア 企画提案書提出書及び誓約書（様式第 5 号）※表紙

企画提案書は、任意様式とするが、A4 縦置き横書き左綴じとする。

イ 参考見積書

任意様式とするが、積算内訳を明示し（消費税抜き）、見積金額は消費税を含む金額とする。

他社に当該業務の一部を再委託する場合、再委託先又は協力先、その他具体内容を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

ウ 企業の同種・類似業務実績調書（様式第 6 号）※6 件までとする。

エ 団体概要資料（パンフレット等）

※上記以外の添付書類は不可とする。

第 12 条 提案内容の審査

- 1 提案内容の審査は、一宮市活力創造部スポーツ課に設置する選定委員会が次のとおり行う。なお、審査結果の異議申し立てについては一切受け付けないため、このことを了承した上でプロポーザルに参加をすること。

(1) 審査の結果

提案内容の審査における選考結果は、結果通知書（様式第 7 号）にて参加資格者全員に書面通知する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

(2) 審査の方法（合計 100 点）

- ①企画力・独自性（配点 30 点）
- ②実現可能性 実施体制（配点 20 点）
- ③運営体制（配点 15 点）
- ④費用の妥当性（配点 15 点）

⑤類似実績（配点 10 点）

⑥地域連携性（配点 10 点）

■ 提案に対する評価基準

評価項目	内 容	配点	備 考
① 企画力・独自性	アジア大会との関連性（競技体験、周知等）、国際交流の視点	30 点	・大会の機運醸成に効果的な内容となっているか。 ・来場者が参加しやすく、親しみやすい内容となっているか。
② 実現可能性・実施体制	スケジュール、リスク対応	20 点	・業務を円滑に実施できる体制となっているか。 ・準備期間や当日の運営等、スケジュール的に無理のない、提案内容になっているか。
③ 運営体制	経験・人員体制	15 点	・経験のある担当者が適切に配置されているか。
④ 費用の妥当性	費用内訳の妥当性・効率性	15 点	・提案見積金額は適切な内容となっているか。 ・費用対効果はあるか。
⑤ 類似実績	国際交流事業の運営経験	10 点	・業務を確実にかつ円滑に実施できる経験・ノウハウを十分に有しているか。
⑥ 地域連携性	アジア系住民や地域住民との連携	10 点	・地元住民とアジア系住民団体の繋がりが重視されているか。 ・アジア系住民団体への呼びかけ方法に工夫がされているか。
	合 計	100 点	

第 13 条 失格要件

- 1 提案書を提出してから契約を締結するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は選定の対象から除外する。
 - (1) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合。
 - (2) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合。
 - (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
 - (5) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合。

(6) 著しく信義に反する行為があった場合。

第14条 応募に関する留意事項、その他

1 応募に関する留意事項、その他は、次のとおりとする。

(1) 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(2) 応募事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属するものとする。

(3) 応募事業者から実施要領に基づき一度提出された書類は、差替え等できないものとする。

(4) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。

(5) 一宮市個人情報保護法施行条例、一宮市物品等会計規則をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。

(6) 本要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

以上